

2020年4月14日

各位

株式会社 オウケイウェイヴ
代表取締役社長 松田 元
(コード番号:3808 名証セントレックス)
問い合わせ先 取締役 野崎 正徳
電話番号 03-6841-7672

第2回新株予約権付社債に係る強制償還義務の履行の猶予に関するお知らせ

当社は、2019年4月15日に第三者割当により CVI Investments, Inc. (以下「割当先」といいます。) に対して発行した第2回新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」といいます。) につきまして、割当先との間で強制償還義務の履行の猶予について2020年4月8日付で合意し、本日その合意の条件を満たし、合意が有効となりましたので、お知らせいたします。

記

1. 経緯

当社は、2019年4月15日に、2018年11月9日に割り当てた第三者割当のリファイナンス対応として、本新株予約権付社債を割当先に対して発行しましたが、近時の株価水準が下限転換価額を下回る状況で推移しており、当社と割当先との間で2019年4月15日に締結された本新株予約権付社債に係る買取契約 (以下「本買取契約」といいます。) における下記2. に記載の「本償還義務の概要」のとおり、2回目の本新株予約権付社債の転換価額修正日である2020年4月15日に本新株予約権付社債の総額2,749,980,000円の6分の1に相当する額 (458,330,000円) を508,746,300円で償還する義務 (以下「本償還義務」といいます。) が当社に発生する可能性があります。また、本新株予約権付社債と同時に発行した第16回新株予約権の行使も行われていないため、当社は、当社の財務状態及び株価状況に鑑み、割当先との間で、本新株予約権付社債及び第16回新株予約権について潜在的に再度のリファイナンスを含む資金調達 (以下「本件リファイナンス」といいます。) の検討及び協議を行ってまいりました。

しかしながら、現時点で本件リファイナンスの決議に至っておらず、本償還義務が発生しうる2020年4月15日までに本件リファイナンスを実施できないことから、2020年4月8日付で、割当先との間で、本償還義務の履行を2020年6月3日まで猶予することについて合意し (以下「本合意」といいます。)、本日、下記3. に記載する合意の条件を満たし、合意が有効となりました。当社は、この猶予された期日までに本件リファイナンスを実施することを目指し、当該実施時期その他の条件について、引き続き割当先と協議を継続してまいります。

2. 本新株予約権付社債及び本償還義務の内容

本新株予約権付社債の名称	株式会社オウケイウェイヴ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
本新株予約権付社債の総額	2,749,980,000円
社債権者（割当先）	CVI Investments, Inc.
償還期日	2022年5月2日
転換価額	当初転換価額1,712円、実質的な上限転換価額1,712円、下限転換価額856円
本償還義務の概要	2019年10月15日、2020年4月15日、2020年10月15日、2021年4月15日、2021年10月15日及び2022年4月15日の各転換価額の修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、当社は、社債総額の6分の1に相当する額又は残存する社債総額のうちいずれか低い額に係る部分を、各社債の金額100円につき111円で償還しなければならない。但し、割当先は、当該修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる償還の全部又は一部を、次回以降の修正日に繰り延べることができる。

本新株予約権付社債及び本償還義務の詳細については、2019年3月28日付で公表しました「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 本合意の内容

本合意の内容は以下のとおりです。

- (1) 割当先は、当社による本償還義務の履行を2020年6月3日まで猶予する。
- (2) (1)の猶予は本償還義務の猶予、リファイナンスの協議が継続していること等が開示されること等を条件とする。

4. 今後の見通し

本件により当社の連結業績に与える影響はありませんが、本件で猶予された期間までに本件リファイナンスが実施できない場合、当社の財務状態を圧迫するリスクがあります。本件リファイナンスの実施時期その他の条件については、確定次第、速やかに開示いたします。

以 上